

令和4年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）

令和4年3月7日（月）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】	1
【 会議録署名議員の指名 】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【 一般質問 】	1
日程第2 一般質問	
(1) 4番 山崎 邦 廣 君	1
(1) 交通結節点の利便性向上について	
(2) 3番 近藤 聖 君	8
(1) 新型コロナウイルス感染拡大が及ぼす、教育活動への影響 について	
(2) 公共施設周辺の冬季の安全対策について	
(3) 5番 柴田 勇 雄 君	19
(1) 町行政デジタル化推進の取り組みについて	
(2) 森林環境譲与税の有効活用方策について	
(3) 町内における新型コロナウイルス感染者発生状況（第6波） 等について	
(4) 2番 遠藤 裕 樹 君	34
(1) 町の活性化の構想について	

(5) 8番 辰 柳 敬 一 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

(1) 自然エネルギーについて

令和4年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第2号）						
告示年月日	令和4年2月24日（木）					
再開年月日	令和4年3月4日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和4年3月7日（月） 開議10時00分 散会14時29分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の標	議席番号	議員氏名	出席の標
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	4番	山崎 邦廣		8番	辰柳 敬一	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉				

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副 町 長	觸 澤 義美	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	松浦 利明
	教 育 長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員会長	深澤 進	教育次長 兼こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	櫻田 慎
住民会計課長	坂待 典子			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (高宮一明君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、4番、山崎邦廣君及び8番、辰柳敬一君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。今回の定例会議には、5名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。最初に、4番、山崎邦廣君。

4番 (山崎邦廣君)

山崎です。私から1件の質問をさせていただきます。

ます。

質問は、人や物の移動に関わる交通機関での乗り降りや乗換え、乗り継ぎが行われる場所、また生活に必要な物資の輸送も接続される場所となります交通の結節点、この交通結節点の利便性向上について伺います。

本町では、医療や町民の健康に係る多くの事業を相互に連携を取りつつ、積極的に推進しております。このような町民福祉の向上や経済循環の基盤ともなります交通の結節点につきまして、次の2点を伺います。

1点目の質問は、交通結節点と町の事業推進との連携についてであります。町民の皆さんは、まちなかを除きますと、それぞれの地域からまちなかを訪れる場合には、公共の交通機関や私有車など多種多様な交通手段を利用いたします。まちなかを訪れる目的は、買物であったり、銀行など金融の用事、そして医療や役場など公共施設への用向きであったり、様々であります。このようなまちなかでの用事、用向きが、交通機関の乗り降りや乗換えのために、バス乗り場やタクシーの乗り場、私有車の駐車場所や自転車の駐輪場所などと滞りなくつながることは、特に高齢の皆さんにとりましても効率が、あるいは能率がよいものと考ええます。交通との円滑な接続を図ることについてのお考えを伺います。

2点目の質問は、交通機関の乗換えでの負担軽減について伺います。交通機関の乗り降りや乗換えでは、待ち時間が長かったり、暑さ、寒さの程

度によっては負担になるものと考えます。

そこで、伺います。この交通結節点の機能としましては、交通機関の乗換えや乗り降りのほかに、拠点の形成やランドマークなどの機能があると思われませんが、これらの機能を考えますと、乗換えのための待ちスペースの充実は利用者にとりまして、天候の急変や寒い時期においては特に重要なものと考えます。待ちスペースを充実することで、町民の交流や観光情報の提供などの場所となる市街地拠点や、景観形成などのランドマーク機能の向上への効果も考えられますが、交通機関の乗換えでの負担軽減につきましてお考えを伺います。

以上、交通結節点の利便性向上につきまして2点を伺います。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、ご質問の交通結節点の利便性向上についてであります。1点目の交通結節点と町の事業推進との連携につきまして、2点目の交通機関の乗換えでの負担軽減につきましては、関連がありますので、併せて答弁をさせていただきます。

現在、町内におけるバス運行につきましては、民間バス事業者のJRバス東北が運行する白樺

号、田部線、大平橋線、岩手県北バスの葛巻線の4路線のほか、町が直営で運行しております通院バスが病院や買物など住民生活を支える公共交通機関として、町内の各地域と町中心部をつなぐ役割を担っているところであります。

また、学校教育関係におきましては、学校統合などにより、学区内地域と小中学校を結ぶスクールバスのほか、葛巻を越え、近隣市町村からの通学や公営学習塾からの帰宅を支援する車両運行など、児童生徒、高齢者などを多様な形態で支援する公共交通機関が運行されている状況にあります。

現在、民間バス事業者である4路線につきましては、JRバス葛巻駅の駅舎を結節点として、町内各地域のほか、町外へのアクセス拠点として、これまでも長年にわたり活用されてきたほか、駅舎の管理がJRバス東北から町に移管された後も、産直施設であるまちの駅やレストランの入居などにより、施設機能の維持、充実はもとより、中心市街地のにぎわい創出の拠点として活用を図ってきたところであります。

一方で、駅舎利用につきましては、休日、夜間などの待合室やトイレ利用のほか、駅舎との段差の解消、町中心部の駐車スペースの確保など、利便性の向上を求める多くのご要望をいただいていたところであります。

こうした様々な諸課題の解消につきましては、どれも必要性があるものと、そのように認識をいたしているところであります。

こうした中、行政、交流、商工、金融、防災、医療の機能を集約した新たな町の拠点として新庁舎を整備しているところでありますが、現在の交通結節点との課題、あるいは町の事業推進との連携の観点から、新庁舎に各地域と中心市街地等を結ぶハブ機能を付加することで、コンパクトシティを実現する新たなまちづくりを形成したいと考えているところであります。

現在、新たな町の拠点につきましては、令和4年8月に新庁舎棟などの1期工事の竣工を、令和5年7月には消防分署棟、大屋根広場など2期工事の竣工を予定しているところであります。これらの拠点施設の整備に合わせまして、交通結節点の移行・充実について、住民、民間のバス事業者をはじめ、関係機関と調整を図ってまいりたい、そのように考えております。

また、中心市街地に不足する駐車場や駐輪スペースの確保のほか、バス運行時間と連動した待合スペースの確保、さらにはくずまき型DMO事業で推進する歩き回りたくなるまちなかの起終点としての機能、あるいはまちなかのにぎわい創出など、町の最重要課題である人口減少問題の解消、地方創生を推進する拠点としての充実を図ってまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

さらにお伺いをしたいと思います。

答弁で、新庁舎にハブ機能というお話でございます。期待が大きいと感じております。

それで、まず1点目の交通結節点と事業推進の連携であります。交通の円滑を図ることや安全の確保の上から伺います。お話に、自転車の駐輪対策のお話もございました。そこで、もう少し具体的にお伺いしたいのでありますが、これは町で取り組んでおりますサイクルツーリズムの推進もありますので、将来自転車を利用する自転車需要の増加も予想されます。

そこで、自転車や原動機付自転車、これらの駐輪場所の設置、それと併せまして駐輪の案内標識の充実について、もう少し具体的などのお考えを伺いたいと思います。これは、歩行者や車の妨げにならないよう、公共施設周辺の良い環境を保つことにもよい影響を及ぼすものと考えます。お伺いをいたします。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。駐輪場所の設置、それから案内標識など、今後どのように考えているかということでございますけれども、議員今おっしゃられましたとおり、サイクルツーリズムの推進ということで、今サイクリン

グを楽しむ人々が増えている傾向にあるということ
ことは承知しております。

サイクリングで来る方、それから自動車で来て、
数時間のレンタサイクルを楽しむ方ということで、
そういうふうなものに対応することができ
るように、町といたしましてもレンタサイクルの
拠点といいますか、サイクルステーションみたい
な、14か所ほどを設けるなどして対応している
ところでございます。

そういうふうなところに関しましては、当然自
転車、それから原付バイク等を止めるスペースと
いうふうなものが確保されているわけございま
すけれども、今後そういうふうな場所の増幅と
いうふうなことも少し考えながら、そしてまた新
たに設置するというようなことも考えてまいり
たいと思いますけれども、例えば新庁舎でいま
すと、大屋根広場がつくわけでございますけれど
も、その大屋根広場の玄関に近い、大屋根広場の
ところに玄関があるわけですが、その玄関に近い
ところにそのようなスペースを設けたらいいの
かなというふうなことで今考えているところで
ございます。いずれ明確な場所というのは現在の
ところ決まっておられませんけれども、新庁舎周辺
についてはそのようなスペースを確保したいと
いうふうに考えているところでございます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

新庁舎周辺の駐輪場所の設置のお話ござい
ます。自転車に関する法律があるわけござい
ますが、その中に自転車等の利用の責務というこ
とで、自転車とか原付バイクを利用する者の責任
ということの箇所がございまして、「自転車等を
利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転
車等を放置することがないように努めなければ
ならない」というような表現になってございま
す。

それで、先ほど新庁舎のほうにということで、
とても期待できるのでありますが、これをさらに
広げまして、民間のほうにも働きかけていくお考
えはあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。先ほど議員の質問の中に
標識というふうな部分もあったかと思いき
けれども、その部分をちょっと落としてお
りました。当然そういうふうなスペースにつ
きましては、現在のところはなかなか全箇
所に案内標識というふうなものを設けてい
ないものでござい
すけれども、そういうふうな責任、その人
の責任もあるということで、放置しない
ようなことをしなければならぬという
ようなこともありますので、民間のほう
につきましてもそういうふうな

働きかけといいますか、全部が全部のそういうふうな、いろんな施設があつて、自転車で来る方々もあるでしょうし、原付で来る方もあるとは思いますが、店舗などにつきましてはある一定のスペースを確保しているかと思いますが、それ以外の部分につきましてはできる限り働きかけといいますか、そういうふうなこともしていければいいのかなというふうに考えております。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

引き続きお伺いをいたします。

歩行者の安全確保の考え方になりますが、町民の皆さんの利用する車には、答弁にもございました、路線バスのほかに、マイクロバスやタクシーなどがありますが、役場庁舎などに附属する駐車場の中にマイクロバスやタクシーなどの車を乗り降りするための場所、これを指定するお考えがあるか伺いたいと思います。これは、乗り降りをする場所を指定することで、歩行者と車の移動する経路がなるべく交差しない、屋外での動線が交わらないほうが歩行者の安全の向上が図られると考えるものですが、お伺いをいたします。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

お答えをいたします。バス、それからマイクロバスやタクシー、それぞれの新庁舎……新庁舎のことでよろしかったですか。乗り降りする場所があるかということでございますけれども、新庁舎の2階のほうに、南側にエントランスを設けておりますけれども、ここにはバス等が入って乗り降りできるような、屋根をかけて天候から人を守るような対策も考えておりますし、また1階の西側のほうにつきましても、そういうふうな屋根つきの乗降場所を考えているものでございます。

ただ、このことにつきましては、町が運営するマイクロバスであったりだとかはそういうふうなところに止めることができるわけですが、JRバス、それから県北バスに限りましては、ちゃんとした停留所というふうなものがございまして、そちらのほうに止めなければいけないということで、今後新庁舎のほうに複合施設としていろいろな金融機関だったり、商工関係の機関だったりが入ってまいりますので、当然交通の流れというふうなことも変わってくるかと思えます。そういうふうな停留所の在り方についても、JRだとか県北バスの事業者と協議しながら、エントランスであったり、1階のそういうふうな場所に止めることができるのかどうかも含めて考えてまいりたいと思います。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

次になります。2点目の交通機関の乗換えでの負担軽減であります。バリアフリーについてのお考えをお伺いいたします。冬の長い本町は、寒さなどで難儀をする、苦勞する要素がどうしても多くなると思われますが、車などの乗換えや乗り降りの場合に負担に感じるのは、道路や歩道などの段差や凹凸のほかに、人によっては歩道と車道の区別、それから方角、方向の確認などもあたりすりと思われまます。

そこで、高齢の皆さんが通行する場合に支障となる障害の除去や軽減、そして車椅子やベビーカー利用の場合などの障害の除去や軽減、また音での案内や点字ブロックを利用する方法が考えられますが、バリアフリーについてのお考えを伺います。

議長（高宮一明君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（中山優彦君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。バリアフリーについて、高齢者の皆さんに支障となる段差などの解消というふうな、そういうふうな軽減というのを考えていないかということでございますけれども、これは新庁舎に限ったことではない質問でしょうか。

（「はい」の声あり）

まず、新庁舎に限りましては、そういうふうな場所というものは、当然これからの整備でございますので、バリアフリー化を考えた構造とするものでございますけれども、それ以外の場所につきましては、なかなかバリアフリー化というふうなものが全般的に進めることというのが実際できないような状況でございます。今現在交通結節点といいますか、町民の方々が考えているのは葛巻の駅舎のところかというふうに思っておりますけれども、そういうふうなところも前も議会のほうでご質問があったような記憶がありますけれども、スロープなどをつけられないかとか、そういうふうな話もあつたわけですが、今後できる限りのことは、結節点については考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

立場、立場で物の見方が変われば、感じ方も変わってくるんじゃないかと思ひます。バリアフリーの観点も、やはり様々なことに考慮も必要かと考えておるところでございます。

最後に、副町長にお伺いをいたします。交通結節点の利便性向上について伺つてまいりましたが、多くの人々が複数の交通手段によりまして乗り

継いだり、乗り降りをする場所となる結節点、複数の交通を相互につなぐ施設、これは福祉の向上や経済循環を支える役目も担っていると考えます。この利便性向上につきましても、周辺の地域を含めると、公共交通の路線バス会社によってはバス停留所が少なかったり、また路線バス相互に離れていたりします。利便性を考えた場合に、行政と民間との分担も明確でないところもあるかと考えられますが、推進する場合の考え方をお伺いします。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。町の新たな拠点としての機能を担う新庁舎の完成に合わせてということになるわけですが、交通結節点の見直し、あるいは今高齢者の福祉センターの完成等も踏まえ、バス運行ルートの見直しの必要性が生じてきていると、このようにも思っておるところであります。

一方で、新庁舎の建設工事は、先ほど町長からも答弁いたしましたように、今年の8月に庁舎の完成を予定しておりますし、その後2期工事といたしまして分署棟の竣工も令和5年7月に予定しているという状況にあるものであります。そのほか、役場庁舎周辺の町道の整備につきましても、その後予定しているものであります。

こうしたことから、町では交通結節点の機能が最大限に生かされるようにといたしますか、そういう発揮されるように、そして快適性、あるいは利便性、にぎわい性等を様々な観点から踏まえながら、バス運行事業者等ともその運行ルートの調整について、今後調整していかねばならないと、協議していかねばならないと、このようにも思っておるところであります。

またあわせて、交通結節点としての機能のみならず、役場周辺に新たに求められる機能であったり設備、例えば蔵の活用等も含めた日常生活に関係するそういう施設の観光あるいは交流促進をしていくための補完施設、こういったふうなもの等が今後検討していかねばならないと、このようにも思っておるところであります。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

一般質問を続けます。3番、近藤聖君。

3番（近藤聖君）

3番、近藤です。大変ご苦労さまです。

質問に先立ちまして、大変僭越ですけれども、

毎日ロシアのウクライナ侵攻のニュース報道を見るにつけて、非常にやるせない思いであります。何もできないわけですが、ぜひ早く平和が訪れて戦争が終わるように、毎日祈っております。

質問させていただきます。

1項目めの質問は、新型コロナウイルス感染拡大が町内小中学校など教育現場の教育活動に及ぼす影響についてであります。昨年の全国的な感染第5波は7月頃から始まり、10月末まで大きな山をつくりました。岩手県は、全国の中でも比較的感染者が少ない状態が続き、町内感染の情報もありましたが、終息に向かう気配が見られました。しかし、今年に入ってオミクロン株という変異種の出現で、あっという間に第6波に突入し、連日過去最多感染者の報道が続きました。今日現在、いつときよりは減少傾向になったものの、いまだに終息に向かうか予断を許しません。

特に第6波では、学校、保育園、高齢者施設等のクラスターの報告が相次ぎ、盛岡市や県央保健所管内でも多数の感染者の報告が続いております。葛巻町内でも感染報告があり、落ち着いた日がまだ続いております。

そこで、1点目の質問です。新型コロナウイルスに対する予防対策はほぼ定着したと思われませんが、まだ行政、社会、経済などの対応がなかなか定着していないといえますか、よく変わるといえますか、というところが多く見られます。そのため、教育現場でもその都度の対策や授業日数、

授業時数の減少、教育計画の変更等で大きな負担があったものと思われま

す。町内の各小中学校では、教育課程を進める上でどの程度の影響があったのでしょうか。また、今年度の教育課程の実施への問題点は生じていないのでしょうか、伺います。

2点目は、児童生徒の心への影響についてです。小中学校などでの感染拡大防止の対策のため、授業体制や授業場所が変わったり、生活の仕方が制約されたりなど、多くの非日常的な状況が生じていたのではないかと想像されます。子供たちは、窮屈な約束事や学校生活の変化で大きな負担を抱えていると考えられます。各学校からそのような子供たちの心への影響と考えられる報告はあったのでしょうか。

また、子供たちの心のストレスは、今後の成長に影響を及ぼすことが予想されます。小さな変化を見逃さず、必要なケアをするとともに、終息してから子供たちを見守る対応が大切だと考えます。葛巻町の子供たちの心に及ぼす影響をどのように捉えているのか、教育委員会の現状認識と対応の状況を伺います。

3点目です。既に令和3年度も残り1か月足らずになりました。各学校では、今年度予定された教育計画実施の最終時期になります。1点目でお聞きしたコロナウイルスの影響や問題点について、各学校ではどのように対処されてきたのかお聞きします。

また、新しい指導要領本実施となった来年度の

教育課程編成にも取りかかっていることと思います。今後のコロナウイルスの影響を予測することは大変難しいとは思いますが、授業日数の確保、学校行事の時期と内容等について、教育委員会からどのように指導、助言されるのでしょうか、改めて伺います。

2項目めの質問は、町の公共施設近辺の冬季の安全対策についてです。今年の冬は、正月前から寒気が居座り、2月途中までずっと冬の寒さが続きました。大雪や特別寒いという日は例年よりは少なかったように思いますが、例年より早めに一定量の積雪があり、なかなか道路の雪も解けずに凍結している場所が多かったように思います。

1月16日には、葛巻小学校体育館屋根からの落雪事故がありました。屋根に残った雪が、館内が暖まることによって一挙に解けて落ちたものようです。幸い人的被害はなく、大事に至らずほっとしております。公共施設に限らず、冬季の事故はなかなか予測が難しいとは思いますが、葛巻病院、葛巻小学校、役場など、町中心部の公共施設は多くの町民が利用し、特に安全、安心が求められる場所かと思えます。

そこで、改めて町の公共施設の冬季の安全対策についてお聞きします。

1点目の質問です。葛巻病院の入り口付近、特に東側の通路、国道281号線から葛巻病院へ向かう道路、これは体育館横の駐車場もよくJRバスに乗ってきた人たちが通るところです。それか

ら、病院から薬局へ抜ける町道、さらに役場前バス停から病院までの町道などは、12月下旬からほとんど凍結状態で、日によってはスケートリンクのようでした。滑って転びそうになった方も見られました。「病院までたどり着くのが大変だ」とか、「高齢者はまともに歩けない。何とかならないか」という声も聞きました。道路の凍結はどこでも起こりますから、自己防衛を心がけるのが必要であるとは理解をしています。しかし、公共施設周辺では多くの町民が利用し、それだけ事故が起きる可能性は大きいかと思えます。できる限りの安全対策が望まれるのではないのでしょうか。

先ほど挙げた周辺施設の安全状況について、どのように認識されておられたのでしょうか。また、安全対策について、どのように対応されたのでしょうか、お伺いします。

2点目になります。天候や自然状況はなかなか予測するのが難しいとはいえ、過去の事故の記録や対応の経験から、様々な状況に応じた危険防止対策を考えておくべきと思えます。今後公共施設周辺の凍結対策、落雪対策等、冬季の安全対策についてどのように町として対応していく方針なのかお伺いしたいと思います。

以上、2項目、5点についてまずお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

1 点目の新型コロナウイルス感染拡大が及ぼす教育活動への影響についてお答えをいたします。

まず、1 点目のコロナ感染拡大第5波、第6波に伴う町内小中学校の教育課程推進への影響と問題点についてと、3 点目の今年度の教育課程の問題点の改善と次年度の方策につきましては、関連がありますので、併せて答弁をいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、1 月下旬から2 月上旬において、第6波による感染拡大は町内の小学校1校においてクラスターが発生したところであり、このことに伴い、家庭内感染による拡大が懸念される当該学区内に設置される中学校を含め、1 週間程度の休校の措置を講じたところであります。

一方で、今年度の各小中学校の教育課程の編成につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響をあらかじめ想定しておいたものでありまして、授業の総日数を203 日以上とするように各学校に依頼し、各教科における法定授業数を確保してきたところでありまして、休校措置に伴う教育課程の推進に対する問題はないものと認識をいたしております。

あわせて、各校におきまして、文部科学省が提唱する学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、学校行事活動や指導につきましては感染症対策に配慮しつつも、児童生徒が達成感を得られるよう工

夫を凝らし、取り組んできていただいたところであります。

こうしたことから、今年度の教育課程の推進に係る問題点はもちろんのこと、次年度に係る改善点につきまして、特段の対策を講じる必要はないものと認識をいたしておりますが、今年度の教育課程の編成と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大を想定し、余裕を持った年間授業日数の設定など、本格的な教育課程の推進に配慮してまいりたいと考えております。

次に、2 点目の児童生徒への精神的な影響とその対応についてということであります。新型コロナウイルス感染症の発症者が出たことにより、臨時休業した町内の小学校におきましては、児童生徒及び保護者等にアンケートを実施し、不安や悩みなどの情報収集を行っているほか、必要に応じてスクールカウンセラーを派遣できる準備を整えているところであります。そうした中、先般クラスターが発生した小学校におきましては、精神的に大きな影響を受けた児童は見受けられなかったところでありますが、引き続き経過観察していくとともに、状況に応じた適正な対応が取れるよう体制を整えてまいりたい、そのように考えております。

次に、2 点目の公共施設周辺の冬季の安全対策についてであります。まず、1 点目の葛巻病院、葛巻小学校、役場周辺の道路や歩行場所の事故防止対策についてであります。町道における除雪作業の出動基準につきましては、積雪量が10 セン

チを超えたことを確認あるいは予想される場合に実施しているものでありまして、また積雪量にもかかわらず日常的なこととしましては、道路脇に堆積した雪の撤去でありましたし、路面の整備でありましたり、路面凍結によるスリップ防止対策などでありましたり、路面状況に応じた作業を常に実施いたしておるものであります。

一方で、今年の冬は寒波による真冬日が連続したほか、少量の降雪が断続的であったことなどにより、町内全域において路面凍結箇所が例年より多い状況であることから、坂道や急カーブなどの危険箇所につきましては、砂置場を設置しましたり、事故防止対策に特に努めてきたところであります。

ご質問の葛巻病院、葛巻小学校、役場周辺の道路におきましても、ただいまご説明させていただきました基準の内容によりまして作業を実施いたしておりますとともに、通院、通学、あるいは新庁舎建設作業などに支障が出ないように、早めの作業着手、完了に配慮しているところであります。

さらには、凍結路面の対策としまして、施設周辺には融雪剤の散布あるいは砂まきなどを実施し、安全対策、事故防止対策に努めてきているところであります。

現在、新庁舎建設工事を進めているところでありますが、来期におきましても2期工事の工期と重複することから、冬季の安全対策につきましては十分配慮してまいりますとともに、新庁舎周辺

における町道の再整備につきましても、新たな町の拠点にふさわしい環境に整えてまいりたいと考えております。

2点目の町内公共施設周辺の冬季の安全対策、事故防止対策、今後の方針についてであります。公共施設周辺等につきましては、施設設置者である町が直接実施するほか、指定管理施設やコミュニティセンター、学校施設などにおいても、それぞれの管理者にご協力をいただきながら、万全な配慮の下、安全対策、事故防止対策に努めてきたところであります。

一方で、降雪、凍結をはじめとした自然環境に起因する事象につきましては、時として想定をはるかに超える状況が発生する場合もありまして、全ての事象に完璧に対処、対策を講じることは難しいことではあるというふうにも思っているところであります。

町としましては、これまでの事故発生状況や近年の気象状況などを踏まえまして、各施設の管理者との情報共有と連携強化を図りまして、引き続き町民の皆さんが安心して公共施設等を利用できるよう、安全対策、事故防止対策を講じていくことはもちろんであります。適切な施設の維持管理に今後も努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

幾つかちょっと詳しくお聞きしたいと思えます。再質問ですが、今のお答えでまず大体分かりましたけれども、確認ですが、現時点で葛巻町内の小中学校では、年間授業時数は確保される予定だと受け取ってよいのでしょうか。

議長（高宮一明君）

こども教育課長。

こども教育課長（千葉隆則君）

お答えいたします。令和3年度の授業総日数は198日を見込んでおりますが、先ほど町長からもご答弁申し上げましたとおり、これに5日程度を加えた203日以上とするよう各校に依頼を行っておりまして、各教科における法定授業数も確保されております。したがって、ご質問の年間授業時数についても確保されているものでございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

ありがとうございます。ちょっと感想になりますけれども、町内の小中学校の先生方の努力は大変素晴らしいと思えます。例年だとインフルエンザが発生したりすると、授業時数確保に苦労することもあると思うのですけれども、何回もコロ

ナ感染が押し寄せている中で、しっかり学習指導を進めてくださっていることは大変ありがたいなと思えます。感謝を申し上げたいなと思えます。

次にですが、コロナ感染の報告があった学校からの学校だよりが配付されて、読みました。校長先生が子供たちに次のような記事を書かれています。誰が悪いわけでもないのだから、1つ目は誰が検査を受けたかうわさ話をしない、2つ目は休んでいる先生や友達についてうわさ話をしない、3つ目は自分もかかるかもしれないという気持ちで考えた行動を取る、4つ目が偏見や差別につながる行為をしないなどの気持ちを持って友達を温かく迎えましょうというお話をされたという報告が記載されておりました。大変適切な対応と指導だったのではないかなと感心しておりますけれども、教育長はどのようにこの記事を捉えておいででしょうか、お聞きします。

議長（高宮一明君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

お答え申し上げます。まずもって、近藤議員におかれましては、長年にわたり本町の小学校にお勤めいただき、町の教育の発展にご尽力いただいておりますことに敬意を表するとともに、常に本町教育の動向を注視いただき、ご指導いただいていることを感謝申し上げます。

さて、町教育委員会では、令和3年4月に学校における新型コロナウイルス感染症発生時の役割分担と対応について、対応マニュアルを作成いたしましたして、町内各小中学校に通知をしております。

本資料は、町教育委員会と学校が連携するとともに、学校では校長を中心に組織で適切に対応するために作成したもので、学校で児童生徒や教職員が陽性、濃厚接触者となった場合の発生当日から学校再開までの対応について、各学校、町教委における役割分担と対応例等を協議するものがあります。

議員ご指摘の当該学校においても、陽性者発生の確認の後、このマニュアルに従い、初動の対応、報告、相談を実施しております。

さらに、町の教育委員会と学校との連携が密になるよう、指導主事を学校に派遣いたしまして、校長への指示や協議が迅速に進むよう体制を構築し、臨時休校等の措置を決定したところであります。

議員の取り上げていただきました校長の指導内容につきましても、学校再開に当たって一番大事にすることとして位置づけ、指導内容の例を示すとともに、保護者宛ての文書についても例示を示しておりました。このことにつきましては、文部科学省が出した学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式においても、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が差別、偏見、いじめ、誹謗中

傷などの対象にならぬよう、十分な配慮、注意が必要とされ、令和2年8月25日に文部科学大臣メッセージが出されており、本町の児童生徒、保護者にも配付しております。

今回の新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染し得る病気であり、そのことによる差別、偏見、いじめ、誹謗中傷は決して許されるものではありません。それ以上に、相手を思いやる気持ちを持ち、冷静な行動に努めることが大切です。

本町においても、児童生徒等の陽性者、濃厚接触者に対する差別、偏見、いじめ、誹謗中傷などが発生しないよう、学校再開に当たっては児童生徒への指導、文書による保護者等への協力依頼をしっかりとまいりたいと存じます。

さらに、今回のように学校だよりに指導内容を紹介することで、回覧板等で学校だよりを目にする地域の方にも、この点を改めて周知されることとなり、大変望ましいことだったと感じております。

なお、先日発生が確認されました別の学校におきましても、同様の指導と文書の発出を実施しております。

以上です。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

大変しっかり対応されていることに感謝申し

上げたいと思います。

それに関連してですけれども、コロナ感染者に対する非難や差別、あるいはいじめというのは、子供たちの間だけではなくて、大人からの影響が大きいのではないかとニュース等、うわさ等を聞いていると感じるときがあります。実際第1波、第2波の頃は、地域での偏見や差別の情報も聞かれました。これは葛巻ではないのですけれども。最近ではコロナに慣れてきて、社会的な心の免疫もついてきたように思いますけれども、学校からの発信に加え、教育委員会として偏見や差別が起こらないように、子供たち、保護者以外も、今回覧で地域の住民にとというのはありましたけれども、町民といたしますか、大人の方たちに対するメッセージといたしますか、偏見とか差別を防ぐようなメッセージを教育委員会として発信するお考えはないでしょうか。

議長（高宮一明君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

お答えいたします。先ほどご説明いたしましたこれらの経緯から、各校で発生状況、児童生徒の発達段階に合わせて、全体、学級での指導、文書発出をもって対応するというようにしております。地域の方には、担当課のほうからの文書も折に触れて出されていると捉えておりますので、教育委員会としての動きは考えておりませ

ん。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

これは、意見ですけれども、時と場合によっては教育委員会が発信することで学校の負担を減らすこともあるのではないかとこのように感じることもあります。どうぞ臨機応変に指導、助言対応され、町民の皆さんへの教育委員会の存在認識度を高めていただきたいと常日頃思っております。

次の点に移ります。葛巻町の小中学校では、パソコンやタブレットなどのデジタル情報機器の導入が進んでいるというふうに前からお聞きしています。今回の新型コロナウイルス感染拡大で、オンライン授業は取り入れられたのでしょうか、その現状を伺います。

議長（高宮一明君）

子ども教育課長。

子ども教育課長（千葉隆則君）

お答えいたします。臨時休校を行った日数は、土日を除きまして3日から5日程度と短期間であることから、オンライン授業につきましては実施しておりません。

なお、陽性もしくは濃厚接触者となり、休校以

外にも出席停止となった児童の学習の遅れにつきましては、各校において補充のための授業ですとか、家庭学習を適切に課すなど、可能な限りの措置を行うなど対応を行っております。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

葛巻でそんなに影響はなかったというふうに今受け取りましたけれども、今後感染症の流行がまたあるかもしれませんし、社会の必要性などから学校現場でオンライン授業の必要性が増してくることが予想されます。今後そのような状況に十分対応できるような準備は進められているのでしょうか、お聞きします。

議長（高宮一明君）

子ども教育課長。

子ども教育課長（千葉隆則君）

お答えいたします。昨年児童生徒1人に1台の端末が整備されたところであり、各校の教室にプロジェクターが先月設置されまして、ICTを活用した、より充実した学習指導が行える体制が整ったところでございます。

また、今年度から学校教育アドバイザーを中心として、2学期から本格的な運用を行い、タイピングを中心とした学習をはじめとして、学習支援

ソフトを活用した研修会などを開催しながら、町内小中学校のICT活用について遅れが生じないよう、足並みをそろえた学習指導を行っている状況にあります。

ご質問のオンライン授業の準備状況は、各家庭のインターネット環境とも関連がございます、整備状況についてまずお知らせいたします。これは2学期の調査でございますけれども、町内の小中学生のいる家庭のインターネット環境が整っている世帯は約88%という割合となっております。一方で、環境が整っていない家庭が約12%、およそ30世帯超となっていることから、家庭ではネットワーク接続を行っての学習は現在のところ行っていない状況にあります。

このような状況にありますが、冬休みから3学期にかけて、全小中学校において端末の持ち帰りを行っているところでございます。この端末を持ち帰っての学習につきましては、事前に学校内のネットワーク環境下に置いて、データを持ち帰り、レポートを作成するなど、家庭内ではインターネットに接続しない方法での学習が行われております。

今後コロナウイルス感染症が町内で蔓延し、今回のような休校措置によりやむを得ず学校に登校できない場合の端末活用の方向性については、インターネット環境が整っている家庭においては、端末を持ち帰り、家庭のネットワーク利用にご協力をいただき、整っていない家庭につきましては、教室が密にならないことから、学校に登校

してインターネットに接続して利用する方法なども考えられると思います。

いずれにいたしましても、オンライン配信による学びの保障などを検討し、学校教育アドバイザーと連携しながら、GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

デジタル機器とか、オンラインとか、リモートという、高齢者はなかなかついていけない人も多いのではないかと思います。近い将来、IT機器を使えないと生きていくのが難しくなるのではないかとされています。今後もIT機器や最先端の学習環境の導入をさらに進めていただくように望みます。

続けて質問します。教職員のコロナワクチン優先接種が行われている自治体があることが報道されています。できるだけ教職員のワクチン接種を優先したほうがよかったのではないかとこの意見も聞きましたけれども、葛巻町の現状はどのようなになっていたのでしょうか。また、今後はどのように進める方針でしょうか、お聞きします。

議長（高宮一明君）

子ども教育課長。

子ども教育課長（千葉隆則君）

現在、3月26日土曜日に葛巻小学校体育館で実施予定の集団接種における追加接種の希望調査を行っております。

なお、教職員が町でワクチン接種の2回目を完了している時期は、昨年9月から10月に行っておりますけれども、まだ6か月を経過していない教職員の方もいらっしゃいますことから、4月の追加接種も併せて検討している状況でございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

葛巻町では、担当の皆さんのご努力でワクチン接種が非常にスムーズに実施されてきたと思っております。これからもよりよい方法を迅速に実施して、できたら教職員とか、病院の方とか、病院の方は優先でしょうけれども、そのような措置を、これから特に教育現場への影響ができるだけ少なく済むように進めていただきたいと思います。

2項目めの内容について幾つかお聞きします。冬季の凍結道路上での転倒事故や落雪事故について、町の実態を伺いたいと思います。町内では、凍結による転倒事故やけがなどの報告はどのぐ

らいあるのでしょうか。また、先ほど挙げた葛巻病院付近での転倒事故の報告はありませんでしたか、お知らせください。

議長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。凍結による転倒事故ということでございますけれども、まずは転倒されている方は、私たちが把握していない中でもいらっしゃるかと思っておりますけれども、事故としての報告とか情報についてはございません。

また、葛巻病院周辺におけるそういった事故についての報告もない状況でございます。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

そのとおりかと思えます。私は、病院前で転倒しかけた場面を何回か見ております。それから、高齢者の方が渡れなくて、手を引いて、つるつるのところを渡してあげたという経験もあります。ただ、事故の報告がないということは、けがはなかったんだろうなと思っておりますので、その点についてはよかったなと思えます。今後もけがをする人が出ないように願うばかりであります。

最後に1点お聞きします。令和4年度は役場新

庁舎が竣工します。先ほど山崎議員の質問の中に道路環境、その他結節点についての質問もありましたけれども、私は冬季の安全について、町民の期待も大きいところかと思って、令和2年12月議会に質問いたしましたけれども、町長から、新庁舎の前に130メートルのロードヒーターのついた屋根つき歩廊の整備、それから落雪防止のために屋根にルーフヒーティングという、ちょっと具体的には私分らないのですが、融雪設備をつけるということなど、いろいろな危険防止対策が施されるということです。大変すばらしいことだなと思っております。町民の皆さんも安心されるのではないのでしょうか。

しかし、新庁舎前はすばらしいものができて安全なのに、万全なのに、反対側に回ると歩くのが怖いとなれば、いささか片手落ちかなというふうに思う人もいないのでしょうか。既存施設にも、同じとは言わなくても、安全対策を講じていただければ、さらに安心して葛巻病院や葛巻小学校体育館などに赴くことができるのではないのでしょうか。今後既存の公共施設に最新の安全な設備や装置を計画し、設置していくような考えはあるのでしょうか、伺います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

副町長からお答えいたします。他の施設に安全

対策としてロードヒーティング等を設備していく考えはないか、特にも葛巻病院の対策としてと
いうことであろうと、このように思いますので、
お答えさせていただきます。

これまで葛巻病院の屋根からの落雪等々、あるいは凍結といいますか、そういう対策等々につきまして、これまでもその問題といいますか、課題としては認識しているところでございまして、設計業者等とも一緒に何度かその対策として検討した経緯がございますが、抜本的な解決には現在まで至っていない状況であります。そういう中で、今回の役場庁舎につきましての対策としてありますが、屋根の軒先にヒーターを取り組む、あるいはそういう対策等も講じること、それからもう一つの対策といたしましては、病院から役場に向かっての歩廊といいますか、屋根つき、町長からも答弁したわけではありますが、そういう対策も講じている状況ではありますが、この屋根の落雪対策といたしましては、特にも成果としていいますか、そういう対策を講じて、完全にその対策が講じられるという、そういう状況の実例というのが確認できないでいるという。特にも当町のような寒冷地帯における雪の多い時期、そういったような時期での対応としてはどうしても難しい部分があるということで、設計業者等からも伺っておるものであります。したがって、役場庁舎の対策の成果をしっかりと踏まえながらありますが、今後の病院含めて、他の施設等も含めてであります。対策を講じられるように検討

を進めてまいりたいと、このように思っております。ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

分かりました。具体的にこれとこれをここに造るというのはなかなか難しい、予算もあるでしょうし、難しいかと思いますがけれども、こういう条件の悪い町だからこそ、逆にほかから来た人が、葛巻に行くと、条件悪いはずなのに、こんなにいろんなのがすばらしくて、冬も安全だというふうな町になったらいいなとやっぱり思います。そのようなことを目指すことも大事かと思っておりますので、今後ぜひ、これは単に冬季の安全対策ではなくて、まちなかとか、まちなみづくりとか、あるいは町全体をどうするかということにも関連してくるのではないかと思いますので、いろんなことを関連づけて、ぜひ対応していただき、対策を取っていただければありがたいと思います。

以上で質問終わります。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

ここで11時25分まで休憩します。

（休憩時刻 11時10分）

（再開時刻 11時25分）

議長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

なお、先ほどまで町長答弁のマイクが故障しておりまして、大変申し訳ございませんでした。修理済みでありますので、これからは使えるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一般質問を続けます。5番、柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

3月定例会の一般質問、3人目の柴田勇雄です。今般一般質問では、次の3項目についてお尋ねをいたします。

最初に、町行政デジタル化推進の取組についてお尋ねをいたします。国の行政デジタル化の司令塔となるデジタル庁が昨年9月1日に発足し、世界最先端デジタル国家の創造を目指すべく業務を推進するとしております。日本は、これまで世界に向け、パソコンや半導体を開発、輸出し、電子立国などと呼ばれてきましたが、今ではIT化の世界的な流れに完全に乗り遅れていると言われております。その例としては、最近では、行政機関の新型コロナウイルスの感染情報がファクスでのやり取りで遅滞の発生、1人10万円の現金給付では電子申請のトラブル続出等々、給付金や補助金などの手続の遅れが目立ち、信用失墜し、デジタル敗戦とやゆされ、「デジタルだと今や日本は蚊帳の外。存在感が全くなく、逆に言えば

可能性はすごく大きい」とも言われている現実があります。

デジタル庁は、国の行政機関の情報システムだけでなく、地方公共団体、さらに広く公共サービスに関する情報システムを対象業務にすることを想定しております。すなわち、各地方自治体がそれぞれの条例により別々にシステムを構築していることで、データ連携などが阻害されている現状に対し、法律、条例によってシステムを縛るのではなく、システムをデザインしてから、それに合わせて法律、条例をつくり、自治の独立性とシステムデータの独立性を分けて考えるべきとの指摘もあるようです。

このような状況もあるようですが、町行政のデジタル化は、課題は想定されるものの、簡潔で効率的な町民への行政サービス向上のため、国とともに今後鋭意推進していく必要があると考えますが、次の事項について伺います。

1つ目に、町行政最高の指揮権を持つ町長のデジタル化に向けた所見を伺います。

2つ目に、デジタル化推進に伴い、町民や町内企業が得られるメリットを伺いたしたいと思います。

3つ目に、デジタル化が想定される町行政業務の内容について伺います。

4つ目に、町民が町行政手続においてデジタル化に取り残されない対応策について伺います。

5つ目に、デジタル化行政手続に必要な不可欠となるマイナンバーカードの普及促進対応策について伺います。

6つ目に、デジタル化に伴う町職員の人材育成策と外部からのデジタル人材登用があるのかどうか伺います。

7つ目に、デジタル化に伴うセキュリティーの対応策について伺います。

8つ目に、デジタル化推進に伴う令和4年度の事業施策と今後の事業推進計画について伺います。

次に、2項目めの森林環境譲与税の有効活用方策についてお尋ねをいたします。平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、これにより森林環境税、これについては令和6年度からの課税となる予定なようです。森林環境譲与税、これは令和元年度から譲与されておりますが、が創設されました。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養と、国民に広く恩恵を与えております。適切な森林整備等を図っていくことは、国土や国民の生命を守ることにつながっております。

一方で、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や、所有者不明森林の増加、担い手不足等の大きな課題がのしかかっております。

これらの課題解決や森林災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税と譲与税制度の創設を図るよう、当町議会で幾度となく決議を上げ、早期導入について意見書を国に提出してきた経

緯があります。

森林環境税は、令和6年度から個人町民税均等割として、国税として1人年間1,000円を町が賦課徴収することとされております。また、森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、前倒しで令和元年度から町に譲与されております。

町への譲与額は、私有林人工林面積、林業就業者数と人口による基準を適用、案分し、譲与されております。現に町では、この森林環境譲与税の大部分を基金に積立てしております。単に基金を積立てしておくだけでなく、林業を基幹産業とする町として積極的有効活用し、森林環境整備に向けた施策の充実を図るべきとの考えから、次の事項を伺います。

1つ目に、町森林環境譲与税の令和元年度からの譲与実績と今後の譲与見通しについて伺います。

2つ目に、森林環境譲与税を財源活用した使途事業実績、これは令和元年度から、と令和4年度事業への取組について伺います。

3つ目に、森林環境譲与税の使途公表の方法について伺います。

4つ目に、森林環境譲与税財源の積極的活用を図り、林業を基幹産業とする町にふさわしい全国のモデルとなる森林環境整備方策の構築について伺います。

次に、3項目めの町内における新型コロナウイルス感染者発生状況（第6波）等についてお尋ねをいた

します。新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表については、法令や通達、基本方針等により、細かい規制措置が講じられているようであります。公表できる権限も、県内自治体では、県と、市町村では保健所設置の盛岡市のみが限定で公表できる仕組みとなっているようであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保健所が疫学的調査等により収集した情報を基に感染した要因を分析し、その内容を公表することにより、必要な感染防止策を図ることは極めて重要な施策と考えます。

一方、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療に当たる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながる行為が問題となっております。このような行為は許されるものではありません。誰もが感染者、濃厚接触者になり得る状況であることを重く受け止めておく必要があります。

岩手県では、第6次の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、独自に1月23日に岩手緊急事態宣言が発令され、2月下旬からは県内1日当たりの新規感染者が300人を超える事態となり、2月26日は404人と過去最多と公表され、今も高止まりの状況となっております。

当町における新聞報道での感染確認は3人となっておりますが、これまでに保育園、小学校、中学校、高等学校では臨時休校等の措置が取られたとの情報があり、大変心配しておりますが、次

の事項を伺います。

1つに、町内における新型コロナウイルス感染者発生状況（第6波）はどのようになっているのでしょうか。また、町の対応について伺います。

2つ目に、2回ワクチン接種後の感染者の発生の有無はどうなっているのでしょうか。また、ワクチン追加接種3回目の状況について伺います。

3つ目に、町内における5歳から11歳までの対象児童数とワクチン接種への対応について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

町長答弁用のマイクに不具合があったようでありまして、大変失礼いたしました。

ただいまの柴田議員の質問に対し、お答えをさせていただきます。

1件目の町行政デジタル化推進の取組についてであります。1点目の町行政デジタル化推進に向けた町長所見についてということでご質問をいただいておりますが、町行政のデジタル化につきましては、平成3年の住民分散処理……少しお待ちください。

議長（高宮一明君）

ちょっと低いですね。

町長（鈴木重男君）

町のデジタル化につきましては、平成3年の住民分散処理、平成5年の財務会計の導入を皮切りに、税の申告、人事管理、備品管理、選挙事務、契約管理などのシステムを導入し、平成17年には出先機関を含めたネットワークを構築するなど、他市町村に先駆け、積極的なシステム導入に努めてきたところであります。

また、平成19年からは地域情報通信基盤施設の整備にも取り組み、デジタル社会における町民のITリテラシーの向上と情報弱者の解消に努めるため、地デジに対応したケーブルテレビの導入、高速ブロードバンド環境の整備、携帯電話不感地域の解消のほか、町民の皆様への情報伝達手段の強化として、屋内での音声告知端末、高齢者の見守りシステム、ライブビジョンなどの導入に努めてきたところであります。

このように、他に先駆け、一步先行く取組を進めてきた当町には、ICTの利活用、あるいはデジタル化の導入などに対する理解や受入れ環境が整っているものと思っており、現在国が進めております自治体におけるデジタル化の取組にも柔軟に対応していけるものと思っております。

また、こうした国の取組に合わせ、令和3年度の行政機構改革におきまして、総務課内に専任部署のICT推進係を新たに設置し、デジタル化の推進に向け、組織体制の強化を図ってまいったところであります。

今後、経済活動をはじめ、ありとあらゆる分野において加速度的にデジタル化が進んでいくことが予想されますが、デジタル化、ICTの利活用における一番のメリットは、時間と場所を問わないというものであります。広い面積を有し、人口減少、少子高齢化が進む当町におきまして、まさにデジタル化、ICTの利活用はまちづくりにおける有効手段の一つでありますので、引き続き積極的な導入、活用に向けて、取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

議長（高宮一明君）

町長、ちょっとお待ちいただきたいと思えます。マイクの調子が悪いようでありますので。

町長（鈴木重男君）

次に、2点目のデジタル化推進に伴い、町民、町内企業が得られるメリットについてであります。先ほどもお答えしましたとおり、デジタル化、ICTの利活用における最大のメリットは、時間と場所を問わないということであり、その代表的な取組事例にオンライン申請がありますが、オンライン申請は窓口に出向くことなく、様々な行政手続きができるほか、夜間や休日など申請者のライフスタイルに合わせた利用ができることが大きなメリットとして挙げられるものであります。

一方で、現在国が進めるデジタル化の取組は、基幹系業務サービスのオンライン化や行政機関同士による住民情報の連携など、行政デジタル化

へ向けた基盤整備が中心であり、町民あるいは町内企業がデジタル化のメリットを実感できる段階ではないと感じているものであります。

こうしたことから、今後全国標準のデジタルサービスの提供体制を整えていくほか、町の状況や町民のニーズに即したシステム構築により、住民サービスにおける利便性向上を図り、デジタル化のメリットを実感できる取組を検討してまいりたいと思っております。

次に、3点目のデジタル化が想定される町行政業務内容についてであります。町では、国の実行計画に基づき、令和4年度末までに行政手続きサービスをオンライン化、令和7年度末までに基幹業務システムの標準化に向けた様式の統一化などを踏まえた住民情報を取り扱うシステムの改修を行うこととしております。

また、庁舎内における事務処理につきまして、既に令和2年1月には庶務管理システムを導入し、出勤簿などの書類の一部をペーパーレス化しているほか、今後は電子決裁、会議システムなどの導入により、デジタル化をより一層推進していく予定としております。

次に、4点目の町民が行政手続きにおいてデジタル化に取り残されない対応策についてであります。1点目でお答えをいたしましたとおり、町では平成19年以降に取組を始めた地域情報通信基盤施設の整備において、デジタル社会における町民のITリテラシーの向上と情報弱者の解消を図るべく、いつでもどこでも誰でもデジタル化に

おける恩恵が受けられる環境を整えることを理念に掲げ、既に取組を進めてきたところであります。

これまでも高齢者や子供たちを含め、最も身近なデジタル機器の一つであるテレビを活用したシステムとして、自主放送チャンネルにおけるデータ放送や高齢者の見守り支援システムの導入を図ってきたところであり、こうした既存システムの応用により、パソコンやスマートフォンを持っていなくても行政手続きのサービスが受けられる環境を整えることができるものと考えております。

あわせて、デジタル化に伴う行政手続きの方法や、デジタル化に伴う利便性などをくずまきテレビあるいは広報くずまきで情報提供していくことや、操作研修会の開催、機器の貸出しなどについて今後検討してまいりたい。町民の皆さんがデジタル化の恩恵を実感できるまちづくりをさらに推進してまいりたいと、そのように思っております。

次に、5点目のマイナンバーカードの普及促進対応についてであります。現在当町におけるマイナンバーカードの交付率は、令和4年1月末現在で55.7%と、県内で最も高い交付率であります。県平均を20ポイント、全国平均を14ポイントも上回る状況となっており、また職員に限った取得率は99%、ほぼ全員であります。扶養家族を含めた取得率は63%となっているところであります。

こうした高い交付率となっている背景といたしましては、令和2年12月以降、役場窓口や納税相談会場、あるいはそれぞれの職場に出向いての申請サポートの取組によるもののほか、部署を横断、普及促進の検討会などの取組を行ってまいった成果であると、そのように思っているものであります。

こうしたことから、今後さらにマイナンバーカードの普及促進を図っていくためには、カード取得によるメリットをご理解いただくとともに、現在健康保険証としての利用のほか、順次運転免許証、各種国家資格の免許などにも展開させていく予定となっておりますことから、早期取得について町民の皆さんに勧奨を進めてまいりたいと、そのように思っているものであります。

次に、6点目のデジタル化に伴う町職員の人材育成と外部デジタル人材の登用の可否についてであります。行政のデジタル化が今後加速度的に進んでいくことが想定される中、これまでとは違い、デジタル化に特化した人材を育成するのではなく、全ての職員がデジタル化に対し、最低限の基礎知識と能力を身につけておかなければならない時代が到来するものと思っております。現在デジタル化の取組が急速に進んでおりますが、国、県をはじめ、市町村においても内部での人材育成が追いついておらず、外部からの人材登用に頼らなければならない部分もあるものであります。全国一斉の取組により人材確保がままならない、そういう現状状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、全国町村会におきましては、令和4年度に全国町村会デジタル創発塾を開講し、町村職員のデジタル人材の育成に取り組むこととしておりますことから、当町からも職員を派遣することで調整を進めているところであります。

また、今年度は国から委嘱を受けた地域情報化アドバイザーによるオンライン研修などを実施してございまして、組織全体で職員のスキル向上、人材育成に取り組んでまいりたい、そのように思っております。

次に、7点目のデジタル化に伴うセキュリティーの対応についてであります。情報セキュリティーにつきましては、インターネットなどを介しての外的脅威と職員などが情報を持ち出すなどの内的脅威の大きく2つに分類されるものと思っております。

外的脅威につきましては、ファイアウォールなどの機器やセキュリティーソフトの導入による対策を講じるほか、内的脅威につきましては、職員など関係者に対するセキュリティー研修やコンプライアンス研修などによる対応となるものであります。

現在在宅ワークなどの普及によりまして、クラウド上での情報共有が進んでおりますほか、デジタル化に伴う利便性向上により情報管理に求められる要件が以前より高度化している状況にあることから、町はもとよりであります。町民の皆さんの情報と財産を的確に保護するため、改め

て外的脅威、内的脅威に対応できるよう、高度なセキュリティ機器類の導入はもちろんのことではありますが、情報管理に対する全職員の資質向上に努めてまいります。

次に、8点目のデジタル化推進に伴う令和4年度の事業施策と今後の事業推進計画についてであります。まず、事業施策についてであります。現在国ではマイナンバーカードの普及啓発に併せ、オンライン手続専用ポータルサイト、ぴったりサービスについても推進していることから、当町においても住民サービスとして提供できるよう、環境の整備を進めていく予定としております。

また、事業推進計画であります。令和元年度に住民窓口における基幹系業務サービスを共通プラットフォームのクラウド上で共同利用するいわて北自治体クラウド共同利用推進協議会に参加をし、当協議会と連携しながら、令和7年度までに国が示す標準仕様に基づいたシステム改修を実施する計画としているところであります。

次にであります。2点目の森林環境譲与税の有効活用方策についてお答えをいたします。1点目の森林環境譲与税の令和元年度からの譲与実績と今後の譲与見通しについてであります。当町におきましては、この3年間に配分を受けた譲与税は1億240万円ほどとなっております。来年度以降、令和16年度までの間に配分を受ける譲与税は総額で7億8,000万円ほどを見込んでいます。

2点目の森林環境譲与税を財源活用した使途事業実績と令和4年度事業の取組についてであります。これまでの使途実績につきましては、森林経営管理制度の対象となる所有者への意向調査、現況調査のほか、森林雇用促進住宅の整備や労働安全装備品の導入などによる林業就業者の確保育成対策、トリプルまきフェスタの開催による木材の利用促進、普及啓発などに取り組み、3年間で3,100万ほどを活用してきたものであります。残る7,100万ほどにつきましては、今後増大が予想される森林経営管理制度に基づき町が実施する森林整備事業に充当するため、基金に積み立てた運用としているところであります。

令和4年度の事業につきましては、これまでの取組に加え、除間伐等の森林整備支援事業を実施する予定としているものでありまして、5,000万円ほどの譲与税の配分に対し、総事業費3,600万ほどを見込んでいます。残る1,400万につきましては、先ほどご説明を申し上げましたとおり、今後の森林整備事業のために積み立てることとしているものであります。

次に、3点目の森林環境譲与税の使途公表の方法についてであります。譲与税の使途につきましては、公表が義務づけられているものでありますことから、当町におきましては毎年9月に町ホームページを活用し、前年度における実績について公表しているところであります。

4点目の森林環境譲与税財源の積極的活用を図り、林業を基幹産業とする町にふさわしい全国

のモデルとなる森林環境整備方策の構築についてであります。町では、制度開始当初から対象森林の所有者に対し意向調査、状況調査を実施しており、令和4年度からは調査を終えた区域から順次森林整備事業に取り組むこととしておりますほか、継続して担い手の確保、育成、木材の利用促進など、森林が持つ豊かな資源と公益的機能が十分に発揮されるよう努めてまいりたいと、そのように考えております。

あわせて、2050年ゼロカーボンシティに取り組む当町におきましては、森林環境の整備は二酸化炭素の吸収源対策としての大きな役割を担う重要な取組の一つであることから、これまでの資源循環システムや地方創生など新たな視点を取り入れた事業が展開できるよう、今後さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

3件目の町内における新型コロナウイルス感染者発生状況等についてお答えをいたします。1点目の町内における新型コロナウイルス感染者発生状況と町の対応についてであります。これまでも議会定例会議における一般質問等で答弁させていただいてまいりましたが、感染者の対応につきましては法律上の区分から県保健所が行うこととなっており、町では具体的な情報は知り得ないものとなっているものでありますことをまづもってご理解を賜りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、デルタ株からオミクロン株への感染に置き換わったことに伴い、全国的に感染が拡大をしております。

して、当町においても1月下旬から複数の感染者が確認されたところであります。こうしたことから、町対策本部では町民の皆さんに情報の提供と感染拡大防止に係る周知を行い、冷静な行動と感染症対策の徹底などをお願いするとともに、保健所及び医療機関、教育委員会等と連携しながら、小中学校等は休校措置を取るなど感染拡大防止に努めてきたところであります。

次に、2点目の2回ワクチン接種後の感染者発生の有無とワクチン追加接種、3回目の接種状況についてであります。先ほど答弁させていただきましたとおり、感染者の対応につきましては、法律上の区分から県保健所が行うこととなっており、町では具体的な情報は知り得ないものであります。報道などでも2回目接種後の感染、いわゆるブレークスルー感染が発生をしており、オミクロン株の流行とともに増加している状況であると認識をいたしております。

こうした中、当町における追加接種の状況であります。本年1月から医療従事者、高齢者施設入所者及び従事者への接種を行い、先月2月には65歳以上の高齢者について集団接種を行ったところであります。また、今月は2月の集団接種でできなかった65歳以上の方や基礎疾患を持つ64歳以下の方のほか、本年4月以降に町外へ転出を予定されている方などを対象としているところであります。64歳以下の皆さんへの集団接種は4月中に実施するものであります。

なお、4月末までに接種できなかった方におか

れましては、5月以降、葛巻病院での個別接種による対応をすることとしております。

次に、3点目の町内における5歳から11歳の対象児童数とワクチン接種への対応についてお答えをいたします。まず、対象児童数であります。2月末現在において198人が対象となるものであります。

5歳から11歳の児童へのワクチン接種につきましては、法律上の努力義務からは除外されているところではありますが、児童はもちろんのこと、保護者を含め、安心して接種が受けられるきめ細やかな説明と対応、あるいは接種体制が求められるものと思っております。

こうしたことから、希望者へのワクチン接種につきましては、葛巻病院の小児科外来において毎週木曜日に個別接種を行えるよう準備を進めており、体制が整い次第、対象者の皆さんに周知をさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

多項目にわたっての答弁をいただきました。ありがとうございました。

それではまず、デジタル化の関係について、2回目の質問のほうに移らせていただきたいと思います。まず、スムーズなデジタル化に向けた推

進が必要かと思っておりますが、町民のニーズをどのように捉えてこの推進を図っていくか。先ほどの答弁の中にもありましたが、小中学生はパソコン等は88%というようなお話でありました。ただ、一般のほうに入りますと、特に高齢者の方々についてはそのようなわけにはいかないだろうなど、このスムーズなデジタル化に向けた対応が難しいのじゃないのかなと思っております。そういったような一般の方々の住民ニーズをどのような捉え方でデジタル化を推進するのか伺いたいと思います。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。一般の町民の方のニーズを捉えたスムーズな移行ということでございますが、先ほど町長からもございましたとおり、デジタル化のメリットとしましては時間と場所を問わないということが大きなメリットでございます。そういった中で、町民の方のニーズ、求めているものとして考えてございますのは、やっぱりご自宅とか移動先、出先から、パソコンとかスマートフォンを使って、併せてマイナンバーカードも必要なわけですが、そういったツールを使って、役場に出向かずに各種申請ができるといったものが一番大きなニーズであろうと考えてございます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

まず、デジタル化になることによっては、国のほうでも公表しておりますが、すぐ使えて簡単で便利になることが重要というふうに言われております。こういったようなことを町民の方々に分かっていただき、そして推進することが極めて重要ではないのかなど。デジタル機器の使い方、こういったような部分については、小中学生の方々は既に授業で取り入れられているようでございますけれども、一般のほうでこのような部分については、非常に普及していく部分については課題があるのではないのかなど。すぐ使えて簡単で便利、こういったような行政サービスの向上、こういったような対応策、先ほどと同じような形になるかと思っておりますが、すぐ使えて簡単で便利、こういったような部分を町民の皆さんにひとしく指導していく必要があろうかと思っておりますが、この辺の対応についてお伺いをいたしましたと思います。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。議員さんおっしゃいま

すように、すぐ簡単に使えるといったものが最大に求めている部分であると考えてございます。町としましては、現在下町地区に建設を進めておりますサテライトオフィス、こちらを活用した、例えば子供さん向けのプログラミングの研修でありますとか、高齢の方々向けの様々な教室、こういったものを通して、ICTに触れる機会を設けまして、町民の皆様ひとしくそういったICTへの関心、それから理解を深めていただくような取組を検討したいと考えてございます。

また、電子申請、オンライン申請につきましては、今すぐ利用できるという状況ではございません。先ほど町長からございましたとおり、来年度、4年度につきましては、そういったサービスが活用できるまでの主にハード部門の整備、こういったものを考えてございますので、そちらにつきましては今般当初予算にもハード機器類の整備費用も計上してございますので、ハード部門の整備が終わった段階でソフトのほうにも移行していきたいというふうに考えてございます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

デジタル化には、機器の充実が必要になってくると思いますが、こういったような充実の方策も町民の方々にお知らせをしていかなきゃならないと、このように思うんですが、こういったよ

うな機器の充実、機器を使えるようになればいいんですけども、ただ充実を図っていくというふうなことを言っても、なかなか大変ではないのかなと思うんですが、こういったような大変な部分の対応策、どのように考えておりますでしょうか。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。先ほどと重複する部分もございますが、具体的にはサテライトオフィス等を活用しまして、例えばパソコンでありましたり、スマートフォン、その操作方法の勉強会でありますとか、これから運用になりますが、ぴったりサービス、こちらの使い方の研修会等、そういったものも併せて実施について検討してまいりたいと考えてございます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

いずれにいたしましても、これからこういったようなものを充実していく必要があるかと思っておりますが、特に高齢者、障がい者の方々、使うのに非常に支障があるような方々の対応についても、十分な検討の上、ぜひ進めていかなければまた遅れていくというようなことになろう

かと思っておりますので、そのような対応をぜひ検討していただければなというように思います。

次に、森林環境税と譲与税の関係ですが、以前にも質問させていただいたところでございますが、先ほどの答弁の中でいろいろ答弁をいただいているわけですが、そのぐらいのところ、林業を基幹産業とする当町でモデルとなれるような形になるでしょうか、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

お答え申し上げます。森林環境譲与税につきましては、令和元年度から譲与が始まっておりまして、初年度は2,000万ほど、それから2年度については4,300万、国勢調査の結果が反映されたのかどうかあれですけれども、3年度は3,800万ほどということになっておりまして、令和4年度と5年度が5,100万円、それから令和6年度以降につきましては毎年6,170万ほどがずっと譲与されるという予定になっております。

これまで町としては、まず最初に森林現況調査のほうを進めてきたわけですけれども、その現況調査に基づいた森林整備を令和4年度から始めたいというように思っております。それからさらに、これまで手入りが届かなかった、いわゆるいろんな部分で予算配分されなかった森林という

ところがございまして、こちらのほうの対応として、4年度については森林整備のほうを単独事業というか、譲与税を財源とした事業を創設していきたいというようなことで今考えているところとございまして、今後とも森林整備を中心とした形で譲与税については運用してまいりたいというように思っているところでございます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

いろいろな事業を展開するというふうなことですけれども、いずれ基金に積立てしておくこと、一番簡単な方法なんです、一番活用方法がない方法だと思います。何も無いときは基金に積立てしていてもいいと思うんですけれども、それは簡単な方法であるんですけれども、この事業に全く反映されてこない。何かの大きな目的があればいいんでしょうけれども、有効活用をぜひ図ってほしい。せっかくこういったような森林環境譲与税、皆さんから、全国民から年間1,000円ずつ徴収するというふうな大事な税金になってくるわけとございまして、本当に葛巻から全国のモデルとなるような森林整備の環境方策を発信するようにぜひつくってほしいと思いますが、ここは町長、いかがでしょうか。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

町長ということですが、この森林環境譲与税、まさにこの名のとおり、森林環境整備、山の手入れ整備が遅れているということからスタートしたものというふうに理解をしているものでありまして、私はできる限り山に返すという事業にしていまいりたいというふうに思っているところであります。

そうしたことから、当面意向調査でありましたり、状況調査をしっかりとしまして、そして集中的に町民の皆さんもこのことによって、環境整備の行き届いた情報、あるいは町民の皆さんが実感できるような理解、就労の場にもなったり、所得の向上にもなったり、そういったような活用の仕方をしっかりとまいりたいと、そう思っております。後に禍根を残すことのないように、現在は基金に積み立てながら、後に誰もが理解する形で活用してまいりたいと。やがてそのときには、葛巻の活用の仕方がモデルとなるというふうに私は今思っておりますので、もう少しお待ちをいただきたいというふうに思います。山に返すということ、森林整備に力を入れるということを中心に重点的にやってまいりたい、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

まず、その決意のほどはお伺いしました。ここでは、森林環境譲与税のことだけを申し上げましたが、これをてこにして、一般財源とかいろいろな施策を盛り合わせながらの全国のモデルとなる森林整備、ぜひ力を入れて、その葛巻の名声を高めていただければなということで質問させていただいておりますので、こういったような施策についてのご努力をお願いしたいなど、このように思っているところでございます。

次に、新型コロナのほうでちょっとお伺いしたいと思いますが、なかなか公表については先ほどの答弁にあったとおりのことだと覚悟はしておりますけれども、現在5歳から11歳の児童対象数198人というふうな形のように、全国的に見てワクチン接種への対応が非常に難しいような情報もございますが、当町の場合もやっぱりこのような難しいような対応というふうな形になるのでしょうか。100%になれば一番いいわけですが、そのようなわけにもいかないでしょうけれども、そういったような不安を持っているワクチン接種への対応について、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

議長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

お答えします。柴田議員さんが心配になっておられる5歳から11歳のワクチン接種についてでございますが、町長の答弁のほうでも詳しく説明させていただきましたけれども、いまして状況のほうを私のほうからも説明させていただきたいと思っております。

5歳から11歳のワクチン接種のほうの難しいというふうに皆さんが考える要因でございますけれども、今国のほうは5歳から11歳のワクチン接種を進めようということで、ワクチンを配分して、既に接種している自治体もございまして、どこが難しいのかといいますと、基礎疾患を有して重症化しやすいというふうな大人に比べて、子供は基礎疾患がなくて重症化する方が少ないということが分かっている、そういう場合に国では軽症の方が多いということから、子供に対してはワクチン接種を義務づけしていないということがまずもって事実としてございます。12歳から上の年齢のほうは義務づけして、接種をしましょうということで推奨して、接種を進めてまいりましたけれども、その状況がまず違います。

ただ、そういう子供の中でも、基礎疾患を持っていて重症化しやすい子供さんもいらっしゃる。こういう方には、小児科学会でも勧めています。そういうことから、やはり本当に喫緊に勧めなければならないような重症化の基礎疾患のある方には、小児科学会でも勧めているとおり、親御さんがしっかり考えていただいて、子供に対してワクチンを接種したい場合にはかかりつけ医と相

談をして、接種する方策を取っていただくと。そのような際には、相談があった際には、健康福祉課でもすぐ接種券を送付していく準備をしています。

それから、心配な2点のところは、大人に関して、高齢者に対しては臨床試験というものが行われましたけども、子供に対しては臨床試験は行われなくて、外国のデータがあるものを進めて、確認して、特例承認というふうな形でワクチンが出されています。そのことから、やはり町民の皆さんも大体自分は打ったんでしょけども、子供に対してこれからの将来を考えたときにどうなのかというときには、やはり注射を打っただけの副作用ということではなく、将来にわたった際の心配というものが親御さんにも付きまとして、どのようにしたらいいのかなというものが非常に悩ませているものではないでしょうか。そのところは、やはりワクチンが持つ効果とか、高齢者を持った家族さんに対しての、こういうふうなことでうつきないためにやったらどうかというふうな、感染が拡大して高齢者に対して亡くならないような形にするための、そういうワクチンの使い方だけではなくて、丁寧な子供が納得するような説明をして、親御さんも子供に対して打つか打たないかを決めていただかなければなりません。

先ほど説明した基礎疾患のある方は、要件としてすぐ接種することが望まれるような形であると思っておりますし、健康な方はこれから盛岡広域、盛岡市の場所で集団接種をするというのも一

つ接種の機会を設けますし、先ほど町長が報告したように、葛巻病院の外来での個別接種というのでもできるように今進めておりますので、今後保護者の皆様もよく検討していただいて、自分のお子さんにワクチンを接種するかどうか検討していただいて、接種の機会にはぜひ、検討の結果、進めていただきたいというふうに町でも勧めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

ありがとうございました。いずれ新型コロナウイルスにつきましては、ワクチン接種が最大の防御かと思っておりますので、スムーズなワクチン接種になって、一人でも多くの方々がこういったような接種の方法ができるように検討していただきたいなど、このように思っております。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

ここで午後1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 12時25分）

（再開時刻 13時30分）

議長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。2番、遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

質問前に、午前中に近藤議員も言われたように、私もウクライナにおけるロシアの一方的な軍事侵攻に対し、大変な憤りを感じております。一刻も早い停戦とロシア軍のウクライナからの撤退を願うとともに、罪もなく犠牲になられた多くのウクライナ人の方々に対し、心からお悔やみを申し上げたいと思います。一日も早い平和がウクライナに訪れることを心から祈りたいと思います。

私は、今回町の活性化の構想について、どのように進めていくかを伺うということで質問を行う予定ですが、現在コロナウイルスの第6波としてオミクロン株が昨年12月に発生し、日本におきましても第5波を大きく上回る感染者を出しております。また、町内にも感染者が発生したこと、年少者への感染しやすさなどにより学校の休校などもありまして、日常生活にも影響は及んでおるものと考えております。高齢者への3回目のワクチン接種も今回終了しまして、4月からは一般の町民への接種も始まりますが、感染者はいまだに県内においても高止まりをしております。

また、今回の戦争により資源価格が高騰しており、ガソリン価格にも大きな影響を及ぼし、町民生活におきましても多大な影響を与えておるも

のと考えます。一刻も早い対応を願いたいと思っております。

このような状況の中にあり、また経済も現状、大変厳しさを増す中ではありますが、その中で町で今後活性化への方向性を示すことは、大変今後にとって重要なことではないかという観点から、次の3点において質問をしたいと思います。

第1点、新庁舎に伴う金融機関、商工会、消防分署等の移転後の跡地の利用をどのように考えて行っていくのかを伺いたいと思います。

2点目、金融、商工、防災機能の集約により、人流の変化が町の中に、中心部に起こる可能性があります。町の中心部の活性化のため、また歩き回りたくなるまちづくりの実現のためにも、安全、安心な歩道の整備が必要と思われませんが、町の考え方を伺いたいと思います。

3点目、オミクロン株の感染拡大によりダメージを受けた町を活性化するため、今後どのような予算措置を講じていかれるのか。

この3点について伺いたいと思います。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの遠藤議員の質問にお答えをいたします。

ご質問の町の活性化の構想についてであります。1点目の新庁舎完成に伴う金融機関、商工会、

消防分署等の移転後の跡地利用についてであります。現在新庁舎の建設につきましては、行政機能のほか、交流機能、商工金融機能を有する複合施設として、本年8月の竣工を目指し、着々と工事を進めているところであります。

また、新庁舎建設工事の2期工事として、本年度に着工を予定しております消防分署棟、車庫棟、大屋根広場のほか、その周辺の外構工事を令和5年7月に竣工できるよう進めようとするものであります。

そうした中、ご質問の各施設の移転後の跡地利用であります。町商工会あるいは金融機関につきましては、町が直接関与する財産ではありませんので、中心市街地にある施設等でありまして、それぞれの施設所有者と協議を進めながら、にぎわい創出、あるいはまちなか活性化の目的での活用ができれば、考えてまいりたいと、そのように思っております。

また、盛岡中央消防署葛巻分署につきましては、平成30年議会9月定例会議の一般質問で既に答弁をさせていただいております。国道281号と町道茶屋場田子線を結ぶ連絡道としての活用を予定しているというふうにも以前にも答弁をさせていただいております。

次に、2点目の人流の変化と歩き回りたくなるまちづくりの実現のための安全、安心な歩道の整備についてであります。現在町道葛巻浦子内線大橋架け替え工事の関係から、町道茶屋場田子線に

つきましては通行規制をしているところであります。事業完成後におきましては町中心部における車両の流れが大きく変化することが予想されるわけです。国道281号線につきましては中心市街地に用事がある車両、あるいは町道茶屋場田子線につきましては中心市街地を単に通過する車両がそれぞれ通行することになり、中心市街地における国道281号の交通量は現在よりも相当数減少するということが見込まれるものであります。

また、中心市街地における国道281号あるいは町道町裏線などの状況を見ますと、道路全体の幅員が狭いわけです。かつ住宅等が近接している状況でありますことから、一定の幅員を確保した歩道整備というのは難しいのではないかとこのように考えられるものであります。

そうした中、町道町裏線につきましては、これまでもカラー区画線による歩行空間を設定することで、歩行者の安全確保に努めてきております。ほか、町道茶屋場田子線につきましては茶屋場から役場裏まで整備している歩道を田子ふれあいセンターまで延長するための事業を現在進めているところであります。

一方で、歩き回りたくなるまちなかの取組につきましては、エリア内の施設、道路状況などを加味し、ルート設定の工夫や交通規制などのソフト面での対策で環境を整えることで、来町者の皆さんに対しましての安全、安心は提供できるものと、そのように思っております。

次に、3点目のオミクロン株の感染拡大によりダメージを受けた町を活性化する今後の予算措置についてという質問であります。新型コロナウイルス感染症への対応に向け、国が地方自治体に配分する地方創生臨時交付金であります。先般の国の補正予算で6.8兆円増額をされたところであります。これに伴いまして、葛巻町に1億9,000万ほどの交付限度額が示されたところであります。

町では、この交付金を活用しながら、町内経済の活性化を図ることとしておるものでありまして、令和4年度当初予算案において関係事業費を計上させていただいているところでありますので、新年度予算に対してのご理解を賜りたいというふうに思います。

具体的な事業としましては、好評でありましたエンジョイチケットの販売事業でありました。あるいはまた特産品販売促進事業、商工業者持続化給付金、着地型観光体制構築事業、特産品高付加価値化支援事業などとしておりまして、予算の承認後におきましては新年度早々にどの事業にも着手、展開できますように、関係機関、団体と調整を図ってまいりたいと。地域経済の回復と活性化が効果的に行われるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいま町長より丁寧な説明がございました。町では、先ほど述べたように、歩き回りたくなるまちづくりをテーマに新庁舎や屋根つき木橋の新大橋の建設を進め、本年度完成予定であります。それに伴う町中心部の魅力づくり、そしてこれらをつなぐ道路整備なども必要と思いますが、先ほども町長からの説明もあったわけですが、私が言う歩道につきましては、できれば人が歩ける程度のスペースを持った空き地や間道、空間を生かした小道を整備して、車に気を遣うことなく、まちなかを歩き回れるような空間をつくれないうこととあります。

また、歩道をカラー歩道などによって、歩きやすく、そしてまた楽しさも感じられるような、そういう道をつなぎ合わせて、そしていろんなところに行けるような間道を造っていくというようなことができないものかと考えております。これにつきまして、町ではどのような考えを持たれるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの遠藤議員の質問に対しまして、歩き回りたくなるまちを推進している商工担当の課としてお答えいたします。

まず、町長答弁でもお答えいたしましたように、現在の道路状況と近接する住宅地の関係から、歩道という形での具体的な計画はないものがあります。

続きまして、車に気を遣うことなく、まちなか等を歩き回れる空間ということで、確かにそのような部分が必要かとは思いますが、こちらも同じような形で、ハード面での部分はなかなか難しいものではございますが、答弁にもございましたとおり、町道茶屋場田子線が再開通しますと、一定量の車の量が減少するものということで見込んでおりますので、そういった部分を見込んでソフト面での安全対策ということのほか、現在町では観光パンフレット等にもまちなかのエリア紹介ということで、ここをこう行けばこういったところに出られる、こういうふうな小道があるといったところも紹介しながらやっているページもあって、来町者が来やすい、あるいは分かりやすいなどソフト面、あとは注意するところはこんなところだよということで注意喚起等も促しながら、歩き回りたくなるまちなかづくりをソフト面で行っているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。こういった小道の整備

とか、まちなかにいろいろな面で魅力を生み出す、作り出していくということは大変大切なことではないかと思っておりますので、できれば今後まちづくりの面に関しましても検討いただければと考えております。

町庁舎のほかに、町の観光シンボルとして新大橋も建設中でございます。浦子内線への接続は、もう少し先になると思いますが、今後この新大橋周辺の整備あるいは町中心部へのアクセス道路等も必要と思っております。先ほど町長からも消防署跡を考えておるといふようなこともございますが、これについての具体的な計画などございましたらば示していただきたいと思っております。

議長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。先ほども町長からのご答弁のとおり、現在は消防署葛巻分署跡地につきましては町道茶屋場田子線との接続道路ということで考えておりますけれども、まだ具体的にはどのような形状でやるかとか、そういったことは進んでいない状況でございます。ただ、当然町道茶屋場田子線は、バイパス的機能を有した道路ということで、あまりその道路に接続する道路をいっばいつけたくないというのが本音でございます。ただ、当然まちなか等を行き来する道路というのは重要なものと考えておりますので、その辺のと

ころを勘案しまして、今後具体的に考えていきたいと思います。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。ぜひとも計画の早期実現に向けて、しっかりと計画を立てていただきたいなと考えております。

町として、感染予防や経済支援、生活支援など、昨年も多くのコロナ対策が行われてまいりました。国からの臨時交付金は今までどれぐらいであったか、そしてまたコロナ対策として、あるいは経済対策として使われた費用はいかほどであったか、それぞれ内容を含めて具体的に教えていただき、そしてまた先ほど町長からもご説明がございました、新年度の交付金の使い道等も説明がございましたが、これらの予算を、ある程度決まっておると思いますが、今後町の活性化のためにも有効に使っていく必要があると思っております。これらの使い道、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。先ほど町長から説明がございました1億9,000万の交付金、全て今の予定の予算に使われるのか、ほかに使い道があるのか、その辺も教えていただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。地方創生臨時交付金の金額並びにその用途、事業名でございます。まず、令和2年度でございますが、交付金の合計が3億1,181万2,000円となっております。こちらの事業名は、全部で23項目ございますが、主立ったところを申し上げますと、新型コロナウイルス感染症拡大防止事業ということで、感染防止対策のための資材の購入等が主なものでございましたし、持続化給付金事業、それから地域企業経営継続支援事業、特産品販売促進事業、プレミアム付商品券事業、飲食店経営支援事業等が主なものでございました。

次に、令和3年度でございます。交付金の合計が1億2,660万7,000円となっております、8つの事業でございました。こちらも主立ったところを申し上げます。特別養護老人ホーム高砂荘の浴室等整備事業、それからエンジョイチケット等経済の活性化事業、商工業者の持続化給付金事業、特産品販売促進事業等でございます。

また、新年度予算に係る分につきましては、先ほど町長からもお答えを申し上げました中身でございますが、交付金の合計額が1億677万4,000円でございます。内容につきましては、事業名としまして商工業者持続化給付金、特産品販売促進事業、エンジョイチケット販売事業、それからDMO関係でございますが、着地型観光体制構築事業、特産品高付加価値化支援事業等が主な事業で

ございまして、2年度から4年度予算の合計額としましては合わせて5億4,519万3,000円となっているところでございます。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。

それでは、最後の質問になります。オミクロン株の感染拡大により、せっかく昨年末に回復したかに見えた町の経済も再び大きなダメージを受けております。現在もなお高止まりの中にありますが、今後はオミクロン株もピークアウトしていく傾向になっていく可能性もございます。そしてまた、世界も行動規制の解除に向かっておりまして、国内では経済回復に向けて大きくかじを切っていくものと考えております。

町でも、今後町の活性化に向けて、しっかりと示した方針を示していかなければならないかと思っておりますが、本年1月、私ども議会と小中高生との間でふるさと懇談会が開催されました。それぞれ子供たちが町に対する意見、思いを訴えておりました。熱い思いが伝わってまいりました。そして、みんなが様に望んでおるものは、やはり町の中の活気が欲しい、自分たちも一緒に活気づくりをしていきたい、そのために何をするか、何ができるかというようなことでございました。私たちも

同じ思いを共有してございます。

最後に、町として今後町の活性化のためにどのような構想を持って、そして進めていかれるところであるか、方針があればお伺いしたいと思います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

副町長からお答えいたします。町の活性化の方針といいますか、そういうご質問であります。町の活性化を図っていく基本的な考え方といいますか、このことについてお答えさせていただきたいと、このように思います。

町の活性化を図っていくための考え方ではありますが、地域の活力を生み出すようなこと、こういったふうな取組が重要であると、このようにも思っております。そういう中で、地域課題に主体的に考えて、そしてまた解決に向けて行動するといいますか、そういう地域づくりの人材を育成する、言わば人づくりが重要なポイントであると、このようにも認識しております。

そういう中で、今DMOの事業を通じながら、その活動を通しながら、若い年代層の人材育成にもつながっていると、このように思っておりますので、その内容を少しお話しさせていただきますが、このDMOの事業は、観光を切り口とした視

点からの交流人口の拡大、そしてまた地域経済を活性化することを目的に、平成 29 年からその事業を実施しておりますし、目的といたしますか、雇用の創出と所得の向上というのもその中にあるものであります。町の重要課題である人口減少に歯止めをかけるために、そういう取組を進めているものであります。この取組は、地方創生の実現に向けて、地方への人の流れをつくるという、そういう視点に立っての重要な取組であると、このようにも思っておるところであります。このDMO事業を推進する中で、人材の育成を図るという視点で、町民の参画を図りながら、その活動を進めているのが今の実態であります。

少しその内容もお話ししますが、この事業については、町の様々な課題を解決するために6つの検討部会を設置して、主体的に取り組んでいただいているものであります。この検討部会には、検討部会といたしますか、これを推進するために、くずまき観光地域づくり協議会に所属する町内の各団体、事業所の関係者、それから役場職員、さらには高校生も含めて、若い世代を中心に参加をいただいているものであります。また、これには町関係者だけではなくて、大学生からも、首都圏の大学生、あるいは県内の大学生含めてであります。この部会の中で、地域づくりの参画を促し、そしてまた参加者自らが地域課題に気づき、それぞれが自分のこととして捉え、その解決に向けてお互いの意見を交換するなど、そしてまた交流あ

るいはネットワークを広げて活動を展開していくような地域づくりの人材を育成していると、そういう場にもなっていると、このようにも思っているものであります。

まちづくりにおきましては、より地域の活性化を図っていくために、具体的には役割を担う実践者を確保することが求められておりまして、意欲と熱意を持った地域づくりの人材や民間団体の活力をいかに引き出すかが重要でありまして、こういう人材の育成は町のさらなる活性化につながるものと、このようにも思っているものであります。

いずれ今後も一層そういう取組を推進しながら、町の活性化に結びつくような、そういう人材の育成も図りながら、町の活性化に努めてまいりたいと、このように考えるものであります。

議長（高宮一明君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。私も副町長が言われるように、町をつくるには人材が何より必要であると考えており、人材育成こそ何よりも重要な課題ではないかと考えております。今後子供たちの夢がかなない、個性豊かな魅力あふれるまちづくりを目指し、町に活気を取り戻していくように、多くの町民、そして役所の皆様方、一緒になってまちづくりに励んでいただきたいと思いますと考えてものでご

ざいます。

コロナ前は、50万人の来町者がこの町に来ていただいていた。これからもっと80万人、100万人の人たちがこの葛巻町に訪れ、そして町の中でいろいろな買物したり、楽しんでいただけるような町になれば、また町の様子、雰囲気も変わってくると思います。ぜひともそういった町を目指し、町と、そして町民が豊かになれるように、今後様々な取組をしていただきたいと思います。議会、行政が一体となって行動していくことが何より必要だと思いますので、よろしく願いを申し上げ、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

一般質問を続けます。8番、辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

私は、自然エネルギーについて伺いたします。以前も同じような質問をさせていただきましたが、世界が大きく変わっておりますので、再度質問させていただきます。

新型コロナの感染拡大等により、今まで金さえあれば世界のどこからでも食料、エネルギー、何でも手に入れられるというグローバルな世界の流れでありましたが、今世界の流通が大きく変わろうとしております。

町長の施政方針の中にもありますが、岸田内閣の新しい資本主義の主役は地方であり、あるいは

その地方が地域にある資源を有効に活用し、その事業を進めることに対して国でも大きく応援をしたいと、こういう流れであります。

本町には、幸いにもたくさんの乳牛から出るふん尿と広大な山林から出る木材の有効活用こそ、我が町の取り組むべき政策の一つと考えます。特にも木質、畜産バイオマスとも高い技術の進展により、熱エネルギーの取り出しが容易にできるようになり、電力のみならず、ハウス等によるイチゴ、トマト、バナナ等の生産が可能であるというふうに向っております。

以上のことから、若者の定住化、少子化対策等にも有効な対策を取ることができる町が目玉政策の一つとして取組を進めるべきと考え、次の3点について伺いたします。

1つ目でありまして、畜産バイオマス発電の計画がありましたが、実現をしております。その後どのように計画が進んでいるのか伺いたします。

2番目でありまして、畜産、木質バイオガス（熱利用）の利活用も併せて検討すべきと考えますが、町の考えを伺います。

3番目でありまして、今後専任の部署をつくり、導入計画を進めるべきと考えますが、町の考えをお伺いたします。

以上であります。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの辰柳議員の質問にお答えをいたします。

自然エネルギーについてであります。1点目の畜産バイオマス発電の計画の進捗についてということであります。町では、効率的かつ合理的な生産体制の調整と生乳の高付加価値を図り、100年先まで持続する酪農業を目指すため、平成26年に新葛巻型酪農構想を策定いたしましたところであります。

その際に、畜ふんのバイオガスプラント整備につきまして、これまで町が進めてきております自己完結型から一部大規模共同処理型に移行し、併せて余剰熱を温室栽培でありましたり、温室園芸などに活用していく、そういった構想で29年度に施設規模や規格を示すための基本的な諸元を策定し、説明会を開催したところでありますが、利用希望調査を行ったところ、酪農家の皆さんからは賛同が得られないという、そういう状況にあったものでありますので、事業実施には至らなかったものであります。

町では、その後におきましても、導入に向け、改めて先進事例の調査でありましたり、あるいは課題解決に向けた協議などを行っているところであります。今後におきまして、増頭を希望する酪農家の皆さん等からご理解をいただき、要望があれば今後新たな事業として実施に向けての調整を図ってまいりたいと、そのように考えており

ます。

2点目の畜産、木質バイオガス、熱利用の検討についてであります。畜ふんバイオガスプラントの整備事業につきましては、計画当初よりプラントから発生する余剰電力、余剰熱を活用することで進めてきている経緯があるわけでありまして、早期実現に向け、改めて調整を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、木質バイオガス発電は熱利用効率が非常に高いわけでありまして、発電と併せることでエネルギーを最大限に活用できるものと考えております。しかしながら、この実用化に当たっては、燃料調達でありましたり、採算性に問題が現状ではあるほか、余剰電力、余剰熱を活用するための施設整備などの検討が今後必要な状況にあります。

町では、こうした状況を踏まえるとともに、現在町が取り組む2050年ゼロカーボンシティとも連動しながら、将来を見据えた事業展開として、改めて利活用についての協議、検討を継続してまいりたいと、そう考えております。

次に、3点目の専任部署の設置についての質問であります。現在国におきましては、世界的な流れを受け、脱炭素社会の構築に本腰を入れ、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、地域の実施体制構築と国の積極支援、グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション、社会全体を脱炭素に向けたルールイノベーションの3つの施策を示し、取り組むこととしているものであります。

そうした中、町におきましては、平成11年から他に先駆けて取り組んできた経緯があります。これらを踏まえ、今後におきましてさらに幅広い分野での展開やデジタル化、あるいは先端技術との連動など、新たな視点での事業推進が極めて重要になってくるものと、そのように思っております。

こうしたことから、エネルギー分野を担う人材育成はもちろんでありますが、関係機関、関係団体のほか、有識者などと連携した横断的な取組なども重要でありますことから、施策の推進体制につきましても当面既に設置済みであります環境エネルギー係を中心に取組を進め、状況に応じて体制強化、拡充を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

ありがとうございます。全ての問題について前向きに検討していただけるというご答弁をいただきました。

さて、1点目でございますが、当初どうしてもメンテナンスから何からいきまして、1頭当たりの負担を8万円というの、そのことだけが先行しまして、なかなか農家の理解を得られなかったという経緯があります。ただ、その後でございますが、いろんな、町であるとか、農協であるとか、ある

いは餌屋さんであるとか、酪農を取り巻く全ての業者の人たちが、農家だけに負担をとということではなく、そういったお話も伺っているところでもあります。そういったことから、この畜産バイオマスに取り組むということは、臭いの問題から、いろんなこの町の大きな課題である、その解決に結びつくわけでありますので、ぜひとも今度はそういった応援もできるというようなことも視野に入れながら、農家と話し合いを進めていただきたい、こんなふうに思うんですが、当局の考えはどのようなのかお伺いいたします。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

お答え申し上げます。当初バイオガスのプラントにつきましては、農家さんに希望を取って、そうしたとき大体20件近くの希望があって、頭数にすれば700頭ぐらいだったと思っておりますけれども、その後いろいろ実際にやりますかというようなことでお話をしていたわけですが、議員おっしゃられた負担の問題でございますとか、それからもう一つ大きかったのは消化液をそれぞれの農家に戻すというような構想だったところで、それらのようなところが障害となって、農家さんではちょっと、最初は希望したけども、まず今回はいいですというような展開になっていったものと思っております。

町のほうといたしましては、7万円、8万円の負担分については、ある程度補助金としての助成も考えられるかなというようなどころもありましたし、それから計画全体の見直しを進めようというようなことで、いろんな視察をしようというようなことで、当初からお世話になっていたコンサル等にお話をして、進めようというようなところでおったところでございます。そういった中で、コロナの影響もあって、先進地である北海道にもなかなか行けなかったりとかというようなところで、今止まっているような状況でございますので、今後様々な観点から施設の、一番の問題は農家さんが参加したいと思えるような施設をどう造るのかというところだと思いますので、そういったところを中心に検討は進めてまいりたいというように思っております。

議長（高宮一明君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

今そんなに規模が大きくななくても、以前は電力、特に電力で何とか賄おうということでやったわけではありますが、ハウスというか、熱利用することによって大幅に経費の削減等がよくなるという裏づけもあるようでありますので、ぜひ今後、特にも葛巻の人というのは、小さくてもその事例が1つ実際にあると、物まねはすごく早く進む、そういう町民性があるように私は思っており

ますので、ぜひとも何とか、規模は小さくてもいいので、何とか実現をしてほしいというふうに思うんですが、その辺についてもう一度答弁をお願いします。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

お答え申し上げます。まず、こういった発電施設につきましては、電気のほかに熱が出てくるというのはそのとおりでございます、効率性を考えれば、この熱をどのように利用するかということが非常に重要になってきて、採算性の問題が、そのことが重要になってくるということはこちらでも認識しているところでございますので、過去においても園芸関係の作目ですか、そういったものの検討もした経緯もございますので、まずこれまでの経過を踏まえつつ、今後ともそういったことを視野に入れながら検討は進めてまいりたいというように思っております。

議長（高宮一明君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

それでは、2番目ではありますが、山の有効活用というのが我が町にとって大変大きな課題の一つであるなというふうに思っております。

今木質バイオの発電等を取り組む場合に、会社のほうでは、町にとってどの程度、切る人、運ぶ人、あるいは発電によってどの程度町が仕事の量が増えて、活性化するかと、そういう調査もやっているようでありまして、でありますので、ひとつ本町としては何としても、木質バイオ発電によって毎日消費が出るということになると、当然切つて供給しなければならないわけでありまして、私はそこで動いてくるなど、この山の活用というのは動いてくるなどというふうに思いますので、その辺を調査されて、実現に向けて、ぜひとも取組を進めてもらいたいと、こんなふうに考えるわけですが、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

いわゆる木材を原料とした発電施設というのは今後どのように進めていくかというお尋ねだと思いますけれども、そもそもそれは町で設置するものか、民間が設置するものか、そういった検討も必要になるのかなというふうに思いますし、原料の供給につきましては、木材価格が高騰する、しないの問題もございますので、その辺も含めて今後いろいろな角度から検討できればいいなというふうに思っているところでございます。

議長（高宮一明君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

いろいろ課題もあろうかと思いますが、特にハウス等を取り組むということになりますと、若者の定住、あるいは若者が来ればおのずから人口も、生まれる子供も出てくるというようなことでありますので、これはぜひとも積極的に進めてもらいたいと思います。

それから、3番目でありまして、専任の部署、答弁では環境エネルギー係を中心にとのご答弁をいただきました。それでも、私は今、世界が、あるいは日本が、速急にこの取組を進めるべきだろうなど、あるいは国からの大きな補助もいただけるのではというふうに思います。そういったことから、何とか専任の部署をつくって取り組むことが最も大事だなど、そういうふうに考えました。

あるいは我々が、何年前でしたか、海士町に視察研修に行ったことがございますが、あの町は大変若者の定着がよかったり、あるいは新しい仕事を進めております。そこで言われたのが、よそ者、若者、ばか者、この3つがないと新しい事業というのは進まないんだという、こういうことでありました。

ここは、トップの考え方だろうなと思っております。よそ者、若者、ばか者をいかにそろえて専任の課をつくって取り組むか、そのことが、私は何

といっても山と畜産のふん尿をどう活用するのかによって、我が町のこれからの、特に若者の定住化を進めるためには、間違いなくこのことを進めることによって町は活性化する、あるいは商店もいろんな課題が解決できるというふうに思っておりますので、最後にその点について町長からひとつ、ばか者とか、町長がいつも言われる夢を実現するというのもこういった中にあるのかなど、そういったふうに思っておりますので、その辺含めてお話をいただいて、質問を終わりたいと思います。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいま辰柳議員から、町長からの答弁というところでありますが、これまでも私はまちづくりの中での人口減少対策、最重要課題、最優先、若い人が町に住んでもらうような、町で活躍していただけのような、そういう環境をとということで各種取り組んでまいったものであります。住宅でありましたり、あるいは子育ての環境でありましたり、あるいはまた今はさらに雇用の面でも取り組んでまいったわけではありますが、若い人が町に移住していただく、いろいろ取組をする中で、1つや2つの問題ではないなど、これまでの長い間町が取り組んでこなかったこと、取組が遅れてきたこと、それらを反省もしながら、今改めて各種取

組をしているところでありますが、そういう中で今各分野の人材、少しずつではありますが、葛巻は着実に一步ずつ前進している町であろうと、そう私は思っております。これをさらにもう一工夫をしながら、国あるいは県の各種施策も注視しながら、有効にこれは活用しながら、さらに取組を深め、進めていかなければならないと、そう思っているわけであります。

葛巻町は、「ミルクとワインとクリーンエネルギーのまち葛巻」、こういったキャッチフレーズの取組の中で、クリーンエネルギーに関しましても、平成11年に送電開始して以来、今日に至るまで着実に大きな前進をしているものであります。

今後専任の部署というお話ではありますが、今我が町の担当課、担当係における現在の職員の情報収集能力あるいは意欲等を見ますと、他の市町村よりは優れている職員がそろっていると、そんなふうに思っておるものでありまして、今国が進める、特に環境省等が進める各種施策等にも的確に、遅れることなく対応できるような状況にあるものでありますので、これら若い人材をさらに磨きをかけながら、そしてまた将来に向けては、辰柳議員おっしゃるような、新たな特別なそういう体制も必要であるかもしれませんが、現在は今の体制の中で取組をさらに加速させてまいりたいというふうに思うものであります。

新しいものを進めるときに、大きく先を見ながら、大きく先に向けて取組をしようとする、なかなか住民から理解をされないものであります。

やっぱり僅か先、一歩先の取組というのが理解をされるものでありますので、我々町の幹部職員は大きな先も見据えながら、今の取組を進めていくことは肝要であるわけでありましたが、部署の設置をしたりしながら大きく先を実際に取り組み始めるというのは、ややもすれば理解はされない結果になるのではないかというふうにも思っているところでありまして、一歩先を進めながら、町民から理解を得られるような形で、そしてまた他の市町村に後れを取らないような形でどれも進めてまいりたいと、そう思っているところであります。

これまでの取組の中で葛巻の取組は、どの取組も途絶えることなく、しっかり継承、永続をしているものであります。そういった中で、今国も2050年カーボンニュートラル、ゼロカーボン、脱炭素社会に向けての取組、支援が本格的にスタートしたところでありまして、まさに町としてはこの上ないチャンス到来でもあると、そんなふうにも思っておりますので、これらと併せて今後さらに議会並びに町民の皆さんからご理解いただけるような、そういう農業、1次産業の振興と併せて、新たな取組を目指してまいりたいと、そんなふうにも思っておりますので、よろしくどうぞお願いを申し上げます。

8番（辰柳敬一君）

ありがとうございます。

議長（高宮一明君）

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。議事の都合により明日3月8日から3月14日までの7日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、3月8日から14日までの7日間を休会とすることに決定しました。

なお、3月8日及び11日は、議案審査のため、輝くふるさと常任委員会を開催しますので、お知らせします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（散会時刻 14時29分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確なことを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

葛巻町議会議長

葛巻町議会議員

葛卷町議会議員